

横浜市港北公会堂
指定管理者 公募要項

平成20年7月
横浜市港北区役所

【目次】

1	指定管理者制度について	1
2	公募の概要	1
(1)	施設名称	1
(2)	指定期間	1
(3)	指定管理者の公募及び選定の方式	1
(4)	選定委員会の設置	1
(5)	審査結果等の通知及び公表	1
(6)	協定の締結	1
(7)	問合せ先	1
3	対象施設の概要	1
(1)	港北公会堂の概要	1
(2)	所在地	1
(3)	建物概要	1
4	指定管理者が行う業務の範囲	2
5	事業収支に関する事項	2
(1)	収支の考え方	2
(2)	経費の支払い	2
(3)	管理口座	2
6	公募及び選定のスケジュール	2
7	応募に関する事項	3
(1)	応募者の資格	3
(2)	欠格事項	3
(3)	応募方法	3
(4)	応募者説明会及び現地見学会	4
(5)	質問の受付及び回答	4
(6)	留意事項	4
8	審査及び選定に関する事項	5
(1)	審査方法	5
(2)	選定委員会	5
(3)	評価項目と配点	5
9	選定結果の通知及び指定の手続き等	5
(1)	審査結果の通知・公表	5
(2)	指定の手続き	5
(3)	協定の締結	5
(4)	協定の内容	5
(5)	次点交渉権者との交渉	6
(6)	その他	6
10	情報の公開	6
11	添付資料	6
12	その他	7
13	問い合わせ先	7

1 指定管理者制度について

「公の施設」の管理については、公共団体等に限られていましたが、平成15年9月の地方自治法の一部改正により、民間のノウハウを活用することにより住民サービスの向上と経費の節減を目指すため、指定管理者制度が導入されました。

指定管理者制度は、従来の管理委託制度とは異なり、地方公共団体の出資法人や公共団体に限らず、民間事業者も議会の議決を経ることによって「公の施設」の管理を行う指定管理者となることができます。

港北区（以下「区」という。）では、港北公会堂の指定管理者の選定にあたり、広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

2 公募の概要

(1) 施設名称

横浜市港北公会堂（以下、「港北公会堂」という。）

(2) 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

(3) 指定管理者の公募及び選定の方式

指定管理者の公募及び選定は、公募型プロポーザル方式により提案審査を実施し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定します。

(4) 選定委員会の設置

「横浜市港北区公の施設の指定管理者の指定に関する要綱」に基づき「横浜市港北区指定管理者選定委員会」を設置し、審査基準に基づいて提案書類の審査及び面接審査等を行います。

(5) 審査結果等の通知及び公表

審査結果は、提案書類を提出した応募者に対して速やかに通知します。

また、審査の経過及び結果は、指定管理者として選定後、区のホームページへの掲載等により公表します。

(6) 協定の締結

区は、優先交渉権者と細目の協議を行い、その後、議会の議決により指定管理者として指定された後に、基本協定を締結します。

(7) 問合せ先

横浜市港北区役所地域振興課区民施設担当 担当：小原、村上
〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1
電話：045-540-2242 FAX：045-540-2245
E-mail:ka06-murakami@city.yokohama.jp

3 対象施設の概要

(1) 港北公会堂の概要

公会堂は、市民の集会その他各種行事の用に供する目的で設置されており、各区に1館の施設が整備されています。

港北公会堂は、区民のみなさまの文化施設として、昭和53年に開館しました。舞踊・ピアノ等の発表会のほかオーケストラ、室内楽・演劇公演・各種講演会及び趣味のサークル活動・生涯学習の場として多くのみなさまにご利用いただいております。

(2) 所在地

横浜市港北区大豆戸町26-1（東急東横線大倉山駅下車徒歩7分）

(3) 建物概要

開設年月日 昭和53年9月30日
構造 鉄筋コンクリート造
階数 地上2階、地下1階建
延床面積 1,669.00㎡

施設内容 1階：ホワイエ（ロビー）、講堂（ホール）、事務室
2階：和室、会議室（2室）、リハーサル室
屋外：公会堂専用駐車場なし、駐輪場は区役所と共用

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 港北公会堂の利用の許可等に関する事。
- (2) 港北公会堂の運営に関する事。
- (3) 港北公会堂の施設・設備の維持管理に関する事。
- (4) その他、横浜市港北公会堂指定管理業務仕様書のとおり

5 事業収支に関する事項

(1) 収支の考え方

ア 収入

(ア) 指定管理料（A）

施設の「維持管理・運営に要する費用（C）」から「施設運営収入（B）」を減じた額として、提案いただいた金額を指定管理料として支払います。指定管理料は別に区が指定する上限額の範囲内で提案してください。

$$\boxed{\text{※指定管理料（A）} = \text{施設管理・運営費用（C）} - \text{施設運営収入（B）}}$$

(イ) 施設運営収入（B）

a 利用料金

横浜市公会堂条例（以下「条例」という。）に規定する利用料金は、指定管理者の収入として取扱います。利用料金は、条例に定める額を上限（※）として、指定管理者が、市長の承認を得て定めることができます。

※港北公会堂の条例上の上限料金については、現行の同施設使用料を基準に、条例改正の手続きを進めており、指定管理期間の開始に合わせて施行する予定です。

b その他収入（指定管理者が、自らの提案により実施する事業収入、その他雑入）

指定管理者は、港北公会堂の管理運営業務の実施を妨げない範囲で、施設の空きスペース等を活用した物販や広告物掲示など、利用者サービスの向上や指定管理料削減に繋がる付随的業務及びその収入を提案することができます。

なお、施設を物販や広告物掲載などに使用する場合は、行政財産の目的外使用となるため、市長の許可及び使用料の納入が必要となります。

イ 支出

(ア) 施設維持管理・運営費用（C）

指定管理者が行う維持管理・運営業務に伴う、指定管理者の人件費、光熱水費、警備業務・設備保守点検業務・清掃業務等を外部委託した場合の委託費、修繕費、保険料、一般管理費その他の全ての経費が含まれます。

指定管理者が自らの提案により実施する物販・広告等の事業のために納入する行政財産の目的外使用料もここに含まれます。

(2) 経費の支払い

指定管理料は、提案いただいた額を基本とし、毎年度（4月1日から翌年3月31日まで）業務が開始する日までに、区と指定管理者が協議を行い決定します。支払いは、指定管理者の請求に基づき、四半期ごとに分割して支払います。指定管理料の額、支払い時期、方法等は協定にて定めます。

(3) 管理口座

指定管理業務に関する事業経費は、団体自体の口座とは別の口座で管理してください。

6 公募及び選定のスケジュール

(1) 募集要項の配布開始

平成20年7月 1日（火）から

(2) 応募者説明会	平成20年7月14日(月)
(3) 募集要項等に関する質問受付	平成20年7月25日(金)まで
(4) 質問に対する回答日	平成20年8月1日(金)
(5) 応募書類の受付期間	平成20年8月7日(木)、8日(金)、11日(月)
(6) 面接審査	平成20年9月5日(金)
(7) 選定結果の通知	平成20年9月中旬頃

7 応募に関する事項

(1) 応募者の資格

指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体(以下「法人等」という。)又は複数の法人等が共同する団体(以下「共同事業体」という。)とします。個人での申請はできません。

(2) 欠格事項

次に該当する法人等は、応募することができません。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する法人等

イ 応募書類提出時点において、本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている法人等

ウ 最近1年間の法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等を滞納している法人等

エ 当該指定管理者の選定を行う選定委員の属する法人等

オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を言う。)又はその構成員の統制下にある法人等

※本事項について、横浜市が神奈川県警本部に対し調査・照会を行うため、別添の「申請団体役員名簿」を提出してください。

カ 指定管理者の指定の取り消しを受けた法人等

(3) 応募方法

ア 応募書類

(ア) 指定申請書(様式1)

(イ) 港北公会堂 指定管理者事業計画書(様式2)

(ウ) 平成21年度収支予算書(兼指定管理料提案書)(様式3)

(エ) 宣誓書(様式4)

(オ) 人員表(過去3年分)(様式5)

※各決算期末の常勤役員数、従業員数、非常用従業員数(パートタイマー、アルバイト)。なお、非常用従業員数は8時間で一人と換算してください。

(カ) 申請団体の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

(キ) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書

(ク) 申請団体の、指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書又はこれらに類するもの(様式自由)

(ケ) 法人にあっては、法人税・法人市民税・消費税及び地方消費税等の納税証明書(過去3年分)

(コ) 貸借対照表、損益計算書(過去3年分)

(サ) 現在の組織、人員体制を示す書類(就業規定、給与規定等)

(シ) 設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要がわかるもの

(ス) 申請団体役員名簿(神奈川県警本部調査・照会用)(様式6)

※共同事業体を結成して公募に参加する場合には、さらに次の書類を提出してください。

(セ) 共同事業体協定書兼委任状(様式7)

(ソ) 共同事業体連絡先一覧(様式8)

イ 提出部数

応募書類(ア)~(ソ)の順に並べ、クリップ留めしたものを12部(内1部は正本)提出してください。((エ)、(キ)、(ケ)、(セ)は原本を1部添付(正本)し、11部はコピーを添付してください。)

※注 ス（様式6）については、原本1部のみ提出してください。（写しは不要です）

ウ 募集要項等の配布

（ア）配布期間

平成20年7月1日（火）から平成20年8月11日（月）まで
（土曜・日曜・祝日を除く午前8時45分から午後5時15分）

（イ）配布場所

〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 港北区役所地域振興課（区役所4階45番窓口）
港北区役所ホームページからもダウンロードができます。

URL：<http://www.city.yokohama.jp/me/kohoku/sinkou/siteikanri/>

エ 指定申請書受付日

平成20年8月7日（木）、8日（金）、11日（月）の3日間

受付時間 午前8時45分から午後5時15分まで（郵送可 受付時間内必着）

オ 申込先

〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 港北区役所地域振興課（区役所4階45番窓口）

（4）応募者説明会及び現地見学会

応募方法、応募書類の記載方法等について説明会を開催します。応募を予定される団体は、できる限りご参加ください。当日は、募集要項等の資料は配布しませんので、横浜市港北区役所ホームページから資料をダウンロードする等、各自でご持参ください。なお、説明会終了後現地見学会を行います。

- ・日時 平成20年7月14日（月） 午後1時30分
- ・場所 港北公会堂2階1号会議室（港北公会堂は、港北区役所のとなりです。）
- ・参加人数 各団体2名以内とします。
- ・申込方法 参加を希望される団体は、7月10日（木）午後5時15分までに、「横浜市港北公会堂指定管理者応募説明会申込書」（様式11）をFAX又はE-mailで横浜市港北区地域振興課までお申込ください。

（5）質問の受付及び回答

募集要項等の内容に関する質問は、質問書（様式9）により受け付けます。

- ・受付期間：平成20年7月25日（金） 午後5時15分まで
- ・提出方法：下記提出先へFAX又はE-mailで質問してください。電話での質問には一切応じられませんのでご注意ください。
- ・回答方法：平成20年8月1日（金）の午後5時までに、横浜市港北区役所ホームページへの掲載により回答します。
URL：<http://www.city.yokohama.jp/me/kohoku/sinkou/siteikanri/>
- ・提出先：FAX：045-540-2245
E-mail：ka06-murakami@city.yokohama.jp

（6）留意事項

ア 接触の禁止

選定委員、本市職員並びに本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。

イ 共同事業体の構成団体の変更

共同事業体で応募する場合、構成員の変更を認めません。ただし、構成員の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと区が判断した場合には、変更を可能とすることもあります。その際には、変更の旨を港北区地域振興課区民施設担当までご連絡下さい。

ウ 重複提案の禁止

応募一団体（グループ）につき、提案は一案とします。複数の提案はできません。

エ 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

オ 虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

カ 応募書類の取扱

応募書類は理由のいかんを問わず返却しません。

キ 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式10）を提出してください。

ク 費用負担

応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。

ケ 提出書類の取扱・著作権

区が提示する設計図書の著作権は区及び設計者に帰属し、団体の提出する書類の著作権はそれぞれ作成した団体に帰属します。

8 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法

指定管理者の選定は、公募型プロポーザル方式により、「横浜市港北区指定管理者選定委員会」において優先交渉権者及び次点交渉権者を選定します。

なお、選定にあたっては、応募者の提出書類及び面接審査等により、指定管理者評価基準項目（別添のとおり）により総合的に審査します。また、面接審査では、プレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行いますので、法人その他団体の代表者又は代理の方2名までの出席をお願いします。面接審査の日時、場所については応募団体に後日連絡します。

(2) 選定委員会

【横浜市港北区指定管理者選定等委員会（五十音順）】

委員長	松田 正樹	地区センター利用者代表（篠原）
委員	上岡 実弥子	学識経験者
	川原 美智子	学識経験者
	鈴木 由美子	地区センター利用者代表（日吉）
	山本 貞枝	消費生活推進員（太尾地区代表）

(3) 評価基準項目

別添のとおり

9 審査結果の通知及び指定の手続き等

(1) 審査結果の通知・公表

全応募団体に、9月中旬に文書にて通知します。

ア 優先交渉権者（1位団体）への通知：優先交渉権者の名称・点数

イ 次点交渉権者（2位団体）への通知：優先交渉権者及び次点交渉権者の名称・点数

ウ 3位以下の団体への通知：優先交渉権者、次点交渉権者及び当該団体の名称・点数

(2) 指定の手続き

優先交渉権者については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を横浜市会に対し提出し、議決後に指定管理者として指定します。

指定にあたっては、指定団体へ文書で通知するとともに、横浜市公告式条例（昭和25年横浜市条例第35号）の定めるところにより告示します。

(3) 協定の締結

区は、優先交渉権者と細目の協議を行い、その後、議会の議決により指定管理者として指定された後に、基本協定を締結します。

(4) 協定の内容

協定の内容は、概ね次のとおりとします。詳細については優先交渉権者に提示します。

ア 指定期間に関する事項

イ 利用の許可等に関する事項

ウ 事業計画書に記載された事項

エ 利用料金に関する事項

- オ 本市が支払うべき経費に関する事項
- カ 管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- キ 実績評価に関する事項
- ク 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- ケ リスク分担に関する事項
- コ 緊急時の対応に関する事項
- サ その他区が必要と認める事項

(5) 次点交渉権者との交渉

区は、優先交渉権者が、交渉の過程において委託の困難性等が明らかになった場合や協議が成立しない場合は、次点交渉権者と協議を行います。

(6) その他

横浜市会の議決を経るまでの間に優先交渉権者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。

また、市会の議決が得られなかった場合及び否決された場合については、当該公会堂にかかる業務及び管理の準備のため支出した費用等については、一切補償しません。

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、指定管理者の指定を取消し、もしくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

10 情報の公開

(1) 応募書類について

応募団体の選考結果については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づき、情報開示請求が提出された場合は、請求に基づき請求者に開示されます。

また、優先交渉権者となった団体の応募書類については、選定後公表します。（様式6を除く）その他区が必要と認めるときは、区は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

(2) 審査の経過及び選定結果について

審査の経過並びに優先交渉権者及び次点交渉権者の選定結果（名称・点数）については、区のホームページで公表します。

11 添付資料

- (1) 指定申請書（様式1）
- (2) 港北公会堂指定管理者事業計画書（様式2）
- (3) 平成21年度収支予算書（兼指定管理料提案書）（様式3）
- (4) 宣誓書（様式4）
- (5) 人員表（様式5）
- (6) 申請団体役員名簿（神奈川県警本部調査・照会用）（様式6）
- (7) 共同事業体協定書兼委任状（様式7）
- (8) 共同事業体連絡先一覧（様式8）
- （※(7)、(8)は、共同事業体を結成して応募する場合に使用）
- (9) 質問書（様式9）
- (10) 辞退届（様式10）（※応募書類提出後に辞退する際に使用）
- (11) 港北公会堂指定管理者応募説明会申込書（様式11）
- (12) 港北公会堂指定管理業務 仕様書
- (13) 港北公会堂指定管理業務 特記仕様書（施設概要及び業務基準）
- (14) 港北公会堂指定管理者評価基準項目
- (15) 参考資料（横浜市公会堂条例、同施行規則）

12 その他

(1) 課税に関する留意事項

会社等の法人にかかる市民税、事業を行う者にかかる事業所税、指定管理者が新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等の納税義務者となる可能性がありますので、区税務課にお問い合わせください。なお、国税については税務署、県税については県税事務所へお問い合わせください。

13 事務担当

〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町2-6-1

横浜市港北区役所地域振興課 担当：小原、村上

電話 045-540-2242 FAX 045-540-2245

Eメールアドレス：ka06-murakami@city.yokohama.jp